

退職・帰国（出国）等が予定される 外国人労働者に対する個人住民税の 取扱いについてのお願い

個人住民税は、その年の1月1日（賦課期日）に、宇和島市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税されます。

課税になった方には、①特別徴収（給与額から天引き）の場合は5月中旬ごろに事業所（会社）宛に、②普通徴収（直接本人が納付）の場合は6月中旬ごろに本人宛に、納税通知書が送付されます。

外国人従業員の方の住民税の納め忘れがないよう、退職・帰国（出国）する場合、以下の手続きをご案内いただきますようお願いします。

① 現年分

② 翌年度



※1/2以降に出国される場合、翌年度に住民税があらたにかかります。

お願い ① 特徴分の住民税の一括徴収へ協力ください

裏面に詳細

現在、個人住民税の通知をさせていただいておりますが、
外国人労働者の退職、国外転出の予定など把握した場合、
①まだ納付していない残りの住民税の全額について、給与や退
職金からの天引きによる一括徴収へのご協力をお願いします。
②又後日通知される新年度分（6月以降分）について、
本人への相談に応じて、「地方税の予納制度」へのご協力を
お願いします（事前の徴収等）。

雇用されている外国人
労働者の方の出国・退職
の予定を把握された場合、
事前に市役所 税務課へ
ご相談を
お願いします。



お願い ② 事業所による「納税管理人の選任」に協力ください

外国人労働者が国外へ出国される場合、納税管理人として、
法人等の事業所を指定することもできます。

帰国（出国）を予定している外国人労働者が、出国するまでの間に住民税の全額を納めることができない場合、出国する前に、本人に代わって税金の手続きを行う方（納税管理人）を定める必要があります。



お問い合わせ

● 宇和島市役所 税務課 市民税係 特別徴収担当
Tel : 0895-24-1111（代表）、 Tel : 0895-49-7010（直通）
Fax : 0895-24-1320

裏面に詳細

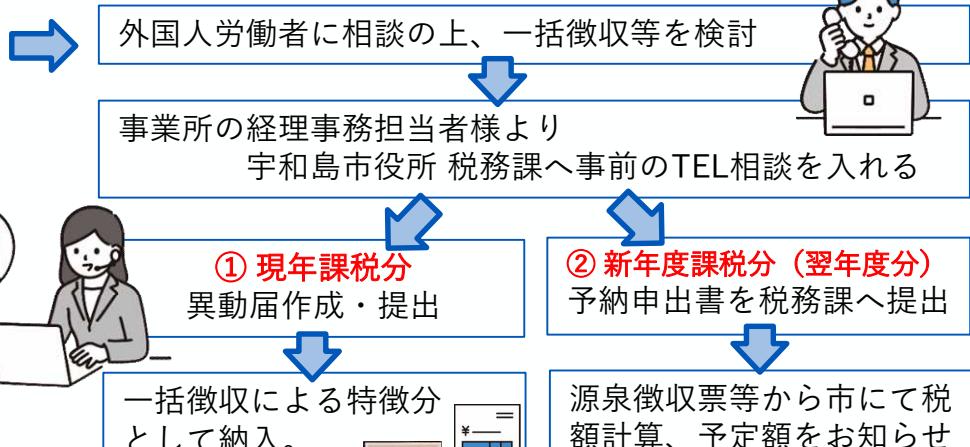
住民税（市県民税）は、1月1日（賦課期日）時点で宇和島市に住所があり、前年中（前年1月1日～12月31日）の所得金額が一定額以上ある方に対して翌年度に課税されます。既に会社を退職されている方には、6月中旬頃に納税通知書を発送します。年の途中で出国される場合でも、納税の義務がなくなることはありません。また、1月2日から納税通知書が発送されるまでの間に出国された場合は、納税通知書を送付することができません。



賦課期日翌日の1月2日から賦課決定までの間に出国される外国人従業員の住民税について

出国される場合は、「地方税法第17条の3」の規定に基づき、出国前に個人からの申し出により、事前に住民税を納めることができます（予納制度）。

雇用している外国人労働者の帰国（出国）・退職の予定を会社側が事前に把握した場合



● 宇和島市役所 税務課 市民税係 特別徴収担当
Tel : 0895-24-1111（代表）、Tel : 0895-49-7010（直通）
Fax : 0895-24-1320

お問い合わせ

